

富山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金のお知らせ

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、就業と自立の促進を図るため、市長が指定する教育訓練講座を受講した場合に、受講料等の一部を支給します。

●対象者（次の要件の全てを満たす必要があります）

- ①富山市に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父
- ②児童扶養手当受給者又は同様の所得水準にある者
- ③就業経験、技能、資格の取得状況等から判断して、教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる者

●対象講座

- ①雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座（詳細はハローワークにお問い合わせください）
- ②厚生労働省が定める就業に結びつく可能性の高い講座
- ③その他適当と認める講座

●支給額

対象教育訓練の受講料等の60％に相当する額（上限20万円、下限12千円）を、市長が指定する教育訓練講座の受講修了後に支給します。

※雇用保険制度の教育訓練給付を受けることができる方については、上記の額と雇用保険制度給付との差額になります。

●申請の手続き

① 事前相談	受講を希望する講座について、こども福祉課で相談する。
	必要な書類： 講座内容、受講料等が記載された書類
② 講座の指定申請	受講開始前に、受講しようとする講座の指定を受ける。
	必要な書類： 認印、戸籍謄本、児童扶養手当証書、等
③ 支給の申請	講座受講修了後、1ヶ月以内に申請する。
	必要な書類： 認印、戸籍謄本、児童扶養手当証書、講座指定通知書、訓練修了証明書、受講料領収書、預金通帳、教育訓練給付金支給・不支給決定通知書（雇用保険法による一般教育訓練給付金が支給されている場合）、等

●注意事項

- ・講座を申込み前に、必ず事前に相談してください。
- ・講座の指定申請前に講座の受講を開始された場合は、支給の対象外となります。

（お問い合わせ先）こども家庭部こども福祉課こども福祉係

TEL 076-443-2055（直通）